懲戒処分等の公表について

下記のとおり職員の懲戒処分等を行いましたので、行橋市懲戒処分等の公表基準第５項の規定に基づき公表します。

令和６年５月３１日

任命権者　行橋市長　工　藤　政　宏

記

（懲戒処分）

所属部局名	都市整備部	役　職 （補職名）	部長	年齢	５４	性別	男
処分内容	戒告						
処分年月日	令和６年５月３０日						
処分理由 （事案要）	部長の職にありながら、職務として行うべき部下職員に対する適正な指導監督を怠ったことが、今回の部下職員による個人番号の不適正な収集・利用を引き起こす要因となったことは明らかである。 これら管理監督者としての職務上の怠慢及び信用失墜行為については、地方公務員法第２９条第１項第２号に規定する懲戒事由に該当するものである。						
根拠法令	地方公務員法第２９条第１項第２号						

所属部局名	都市整備部	役　職 （補職名）	課長	年齢	５６	性別	男
処分内容	戒告						
処分年月日	令和６年５月３０日						
処分理由 （事案要）	課長の職にありながら、職務として行うべき部下職員に対する適正な指導監督を怠ったことが、今回の部下職員による個人番号の不適正な収集・利用を引き起こす要因となったことは明らかである。 これら管理監督者としての職務上の怠慢及び信用失墜行為については、地方公務員法第２９条第１項第２号に規定する懲戒事由に該当するものである。						
根拠法令	地方公務員法第２９条第１項第２号						

所属部局名	市民部	役　職 （補職名）	係長	年齢	３８	性別	男
処分内容	戒告						
処分年月日	令和６年５月３０日						
処分理由 （事案要）	当時、自らが係長を務める係が担当する土地収用事務において、用地買収を行った対象者の個人番号を、収集や利用が認められていないにもかかわらず、庁内の他課職員に依頼するなどして不適正に収集・利用していたことに関して、直接実行したわけではないが、不適正な事務処理を職員に指示したことは、全体の奉仕者である地方公務員にふさわしくない非違行為であり、この非違行為が職全体の信用を傷つけたものであるため、地方公務員法第２９条第１項第１号、第２号及び第３号に規定する懲戒事由に該当するものである。						
根拠法令	地方公務員法第２９条第１項第１号、２号及び第３号						

所属部局名	都市整備部	役　職 （補職名）	主任	年齢	３０	性別	男
処分内容	戒告						
処分年月日	令和６年５月３０日						
処分理由 （事案要）	土地収用事務において、用地買収を行った対象者の個人番号を、収集や利用が認められていないにもかかわらず、庁内の他課職員に依頼するなどして不適正に収集・利用していたことに関して、直属の上司に指示されたとはいえ、不適正な事務処理を行ったことは、全体の奉仕者である地方公務員にふさわしくない非違行為であり、この非違行為が職全体の信用を傷つけたものであるため、地方公務員法第２９条第１項第１号、第２号及び第３号に規定する懲戒事由に該当するものである。						
根拠法令	地方公務員法第２９条第１項第１号、２号及び第３号						

（懲戒処分以外の措置）

所属部局名	市民部	役　職 （補職名）	主任	年齢	３２	性別	男
処分内容	文書訓告						
処分年月日	令和６年５月３０日						
処分理由 （事案要）	他課職員から依頼され個人番号の情報提供を行い、利用範囲を逸脱した不適正な行為を行ったことに対し、今後、職員としての自覚を新たにし、職務遂行に努めるよう強く求め、将来を戒めるため訓告する。						

所属部局名	総務部	役　職 （補職名）	課長補佐	年齢	４５	性別	男
処分内容	口頭による厳重注意						
処分年月日	令和６年５月３０日						
処分理由 （事案要）	当時、課長補佐の職にありながら、職務として行うべき部下職員に対する適正な指導監督を怠ったことが、今回の部下職員による個人番号の利用範囲を逸脱した不適正な行為を引き起こす要因となったことは明らかであり、管理監督者としての指導監督が不十分であったものとして厳重注意するものである。						

所属部局名	市民部	役　職 （補職名）	部長	年齢	５５	性別	女
処分内容	口頭による厳重注意						
処分年月日	令和６年５月３０日						
処分理由 （事案要）	部長の職にありながら、職務として行うべき部下職員に対する適正な指導監督を怠ったことが、今回の部下職員による個人番号の利用範囲を逸脱した不適正な行為を引き起こす要因となったことは明らかであり、管理監督者としての指導監督が不十分であったものとして厳重注意するものである。						

所属部局名	市民部	役　職 （補職名）	課長	年齢	５３	性別	男
処分内容	口頭による厳重注意						
処分年月日	令和６年５月３０日						
処分理由 （事案要）	課長の職にありながら、職務として行うべき部下職員に対する適正な指導監督を怠ったことが、今回の部下職員による個人番号の利用範囲を逸脱した不適正な行為を引き起こす要因となったことは明らかであり、管理監督者としての指導監督が不十分であったものとして厳重注意するものである。						

所属部局名	市民部	役　職 （補職名）	係長	年齢	３８	性別	男
処分内容	口頭による厳重注意						
処分年月日	令和６年５月３０日						
処分理由 （事案要）	係長の職は、係の事務を掌理することが職務である。職員としての自覚を新たにし、職務遂行に努めるよう強く求め、厳重注意するものである。						

所属部局名	福祉部	役　職 （補職名）	部長	年齢	５０	性別	男
処分内容	口頭による厳重注意						
処分年月日	令和６年５月３０日						
処分理由 （事案要）	部長の職にありながら、職務として行うべき部下職員に対する適正な指導監督を怠ったことが、今回の部下職員による個人番号の利用範囲を逸脱した不適正な行為を引き起こす要因となったことは明らかであり、管理監督者としての指導監督が不十分であったものとして厳重注意するものである。						

所属部局名	福祉部	役　職 （補職名）	課長	年齢	５０	性別	男
処分内容	口頭による厳重注意						
処分年月日	令和６年５月３０日						
処分理由 （事案要）	課長の職にありながら、職務として行うべき部下職員に対する適正な指導監督を怠ったことが、今回の部下職員による個人番号の利用範囲を逸脱した不適正な行為を引き起こす要因となったことは明らかであり、管理監督者としての指導監督が不十分であったものとして厳重注意するものである。						

所属部局名	福祉部	役　職 （補職名）	係長	年齢	５０	性別	男
処分内容	口頭による厳重注意						
処分年月日	令和６年５月３０日						
処分理由 （事案要）	係長の職は、係の事務を掌理することが職務である。職員としての自覚を新たにし、職務遂行に努めるよう強く求め、厳重注意するものである。						

以上